

神戸町水道事業 令和5年度水道水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号-イ)については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号-イ)の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行いません。

2 水道施設の概要

<上水道事業>

(1) 北部水源地

神戸町庁舎より北西約3.5kmに位置し、水源は地下水(80m)を取水し、塩素消毒を行い、配水池を経て主に町北西部を中心に給水します。

(2) 中央水源地

神戸町庁舎より東へ300mに位置し、水源は地下水(120m・80m)を取水し、塩素消毒を行い、配水池を経て主に町南東部を中心に給水します。

<給水状況>

		上水道
給水区域(所在地)		神戸町内(一部除く)
給水人口		17,950 人
計画1日最大給水量		13,500 m ³
1日最大給水量		8,212 m ³
1日平均給水量		5,501 m ³

計画1日最大給水量以外の数値は令和4年度末の数値です。

<浄水施設の概要>

		北部水源地	中央水源地
所在地		神戸町大字横井408番地	神戸町大字神戸1221番地
原水の種類		地下水 1号井戸(80m) 2号井戸(80m)	地下水 1号井戸(80m) 2号井戸(120m)
処理能力	最大	7,400	6,100
m ³ /日			
沈殿池		/	
ろ過池			
浄水処理方法		塩素滅菌のみ	

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

	北部水源地	中央水源地
原水の汚染要因及び水質状況	・農薬散布 ・自然災害	・農薬散布 ・自然災害
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項	pH値・フッ素・鉄・大腸菌 嫌気性芽胞菌	pH値・フッ素・鉄・大腸菌 嫌気性芽胞菌

- ・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
各水源とも原水は地下水であり、地下80～120mの深井戸で水質は良好。
水源地の周辺にも汚染源はなく、汚染要因も特にない。
原水の水質が良好のため、浄水方法は塩素消毒のみである。
水道管路は、ダクタイル鋳鉄管・ビニール管・ポリエチレン管である。

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別表1に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目とする。

6 水質検査の方法

水質基準項目の番号1,2,38,46,47,48,49,50,51の9項目は、毎月、水質検査機関に委託して実施します。3ヶ月に1回実施する水質基準項目の番号3,9,10,11,13,15,16,19,21,～31,33,44の検査及び1年に1回実施する全項目検査については、水質検査機関に委託して実施します。

<委託の内容>

- (1) 委託の範囲
 - ① 具体的な検査項目、頻度
別表1及び別表1-2に記載する。
 - ② 試料の採取及び運搬方法
委託者が行い、採取時は発注者が立会する。
 - ③ 臨時検査の取扱い
必要と判断した場合に協議して実施する。
- (2) 委託した検査の実施状況の確認方法

7 水質検査計画及び検査結果の公表

令和5年度水質検査計画は、町のホームページ等に掲載して公表します。

令和4年度検査結果は、町のホームページ等に掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受け付けし、お答えします。

8 関係機関との連携等

- ① 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。
また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。
なお、その際必要に応じ、西濃保健所、検査委託機関から指導、助言を受けながら対処します。
- ② 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- ③ 水質検査計画に基づく検査の実施等については、西濃保健所、検査委託機関等と連携を図り実施します。
- ④ 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、西濃保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

〈別表 1〉 令和5年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 神戸町	
浄水場名: 神戸町 北部水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル 1
採水の場所: 町営墓地	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日:	6月・ 12月実施
水質検査委託機関名称: ㈱総合保健センター	
毎日検査実施場所: 町内4箇所	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎		○										○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
20 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromクロロメタン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブromジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブromホルム	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
34 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○		○					○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
45 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	30	9	9	30	9	9	51	9	9	30	9		

項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
1~20、32~51の項目(40項目)	年1回					○								1	
大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
クリプトスポリジウム	不要														
ジアルジア	不要														
		0	2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0		

〈別表 1〉 令和5年度 水質検査項目一覧表

水道事業者名: 神戸町	
浄水場名: 神戸町 中央水源地	クリプトスポリジウム対策指針: レベル 1
採水の場所: 寸田 徹様宅	
水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他	原水全項目水質検査: 8 月実施
定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日:	6月・ 12月実施
水質検査委託機関名称: ㈱総合保健センター	
毎日検査実施場所: 町内4箇所	

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○							○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
4 水銀及びその化合物	年1回							○						1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
7 ヒ素及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
8 六価クロム化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
9 亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
12 フッ素及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
13 ホウ素及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
14 四塩化炭素	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
15 1,4-ジオキサン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
19 トリクロロエチレン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	基準改正のため省略不可
20 ベンゼン	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
33 アルミニウム及びその化合物	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
34 鉄及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
35 銅及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
36 ナトリウム及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
37 マンガン及びその化合物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
40 蒸発残留物	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
41 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
42 (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回									○				1	水源が地下水であるため
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回									○				1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		○			○							○	4	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下だが3ヶ月に1回検査
45 フェノール類	年1回									○				1	過去3年間の結果が基準値の5分の1以下のため
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		9	30	9	9	30	9	9	51	9	9	30	9		

原水	項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	備考
	1~20、32~51の項目(40項目)	年1回					○								1	
	大腸菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	3ヶ月毎		○			○			○				○	4	クリプトスポリジウム対策指針(レベル1)
	クリプトスポリジウム	不要														
	ジアルジア	不要														
			0	2	0	0	42	0	0	2	0	0	2	0		

令和5年度 水質検査項目(基準項目以外)計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入
 ※農業類は、31の次に、番号と農業名を記入する
 ※水質管理目標設定項目以外の項目は、農業類の次に項目名を記入する。

〈別表 1-2〉 定期検査(水質基準項目以外の項目に係るもの)

(神戸町)

区分	上水道																				合計			
	水道名称	神戸町上水道																						
浄水場等名称	北部水源地																							
採水地点名称	町営墓地																							
水源の数又はヶ所数	1	1																						
水質検査項目名	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水		
1 アンチモン及びその化合物		1																				0	1	
2 ウラン及びその化合物		1																					0	1
3 ニッケル及びその化合物		1																					0	1
4 (削除)		—																					0	—
5 1,2-ジクロロエタン		1																					0	1
6 (削除)		—																					0	—
7 (削除)		—																					0	—
8 トルエン		1																					0	1
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		1																					0	1
10 亜塩素酸		—																					0	—
11 (削除)		—																					0	—
12 二酸化塩素		—																					0	—
13 ジクロロアセトニトリル		1																					0	1
14 飽水クロラール		1																					0	1
15 農業類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16 残留塩素																							0	0
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18 マンガン及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19 遊離炭酸		1																					0	1
20 1,1,1-トリクロロエタン		1																					0	1
21 メチルセブチルエーテル		1																					0	1
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		1																					0	1
23 臭気強度(TON)		1																					0	1
24 蒸発残留物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 濁度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26 pH値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27 腐食性(ランゲリア指数)		1																					0	1
28 従属栄養細菌		1																					0	1
29 1,1-ジクロロエチレン		1																					0	1
30 アルミニウム及びその他の化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		1																					0	1
32 ダイアジノン	1																						1	0
33 イソプロチオラン(IPT)	1																						1	0
34 アセフェート	1																						1	0
35 ベンディメタリン	1																						1	0
36 ピロキロン	1																						1	0
37 チオファネートメチル	1																						1	0
38 エトフェンブロックス	1																						1	0
39 ブプロフェジン	1																						1	0
40 プロピコナゾール	1																						1	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
																							0	0
延べ検査項目回数	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	17
備考																								

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水質検査を実施する施設とする。

令和5年度 水道水質検査等計画

※その浄水場等での年間検査回数を記入

2 定期検査(水質基準項目以外の項目に係るもの:別表1-2 追加分)

(神戸町)

区分	上水道																合計					
	神戸町上水道																					
水道名称	北部水源地																					
浄水場等名称	町営墓地																					
採水地点名称	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所	水源	ヶ所		
水源の数又はヶ所数	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水		
水質検査項目名																						
																				0	0	
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
																					0	0
延べ検査項目回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備 考																						

※区分の欄は、「上水道」、「簡水」、「専水」、「飲供」、「その他」とすること。この場合「飲供」とは、国庫補助対象の飲料水供給施設とし、「その他」とは、その他の飲料水供給施設又は専用水道に準ずる施設であって、法的な義務はないが、水道法の規定に準じて、定期的水質検査を実施する施設とする。

